

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則（抄）

平成16年4月1日

規則第1号

最終改正 令和元年10月8日

第3章 内部組織等

（大学ポートレートセンター）

第11条 大学ポートレートセンターにおいては、評価事業部及び研究開発部と連携して大学情報の収集・管理・公表・活用及び人材育成に関する業務を行う。

- 2 大学ポートレートセンターにセンター長を置き、理事又は教授をもって充てる。
- 3 大学ポートレートセンターに、センター事務室を置く。
- 4 センター事務室に室長を置き、事務職員をもって充てる。
- 5 センター長は、センターの事務を掌理し、室長は、センター長を補佐して、室の事務を処理する。

第8章 大学ポートレート運営会議

（大学ポートレート運営会議）

第22条 機構に、大学ポートレートによる情報の公表・活用など運営に関する重要事項について審議する大学ポートレート運営会議を置く。

- 2 機構長は、大学ポートレートの運営に関する重要事項の決定にあたっては、大学ポートレート運営会議の審議結果を十分尊重することとする。
- 3 大学ポートレート運営会議は、委員~~4~~2~~1~~3人以内で組織し、委員は、機構長が委嘱する。
- 4 大学ポートレート運営会議に、大学ポートレートの運営に関し専門の事項を調査するため、専門委員を置く。
- 5 専門委員は、機構長が委嘱する。
- 6 委員、専門委員は非常勤とする。
- 7 委員、専門委員の任期その他大学ポートレート運営会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和元年10月8日）

この規則は、令和元年10月8日から施行する。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポータル運営会議規則

平成26年6月27日

規則第2号

最終改正 令和元年10月8日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則（平成16年規則第1号。以下「運営規則」という。）第22条第7項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の大学ポータル運営会議（以下「運営会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の任期等)

第2条 運営規則第22条第3項に規定する委員の任期は2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 運営規則第22条第4項に規定する専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員の構成)

第3条 運営会議の委員は、次項に掲げる大学の関係者により推薦された者及び学識を有する者等とする。

2 大学の関係者として、運営会議の委員を推薦するのは次の者とする。

一 設置主体別の大学団体

国立大学協会、公立大学協会、全国公立短期大学協会、日本私立大学団体連合会、日本私立短期大学協会

二 大学ポータル事業の実施に関わる機関

大学改革支援・学位授与機構、日本私立学校振興・共済事業団

三 認証評価機関

大学改革支援・学位授与機構、大学基準協会、日本高等教育評価機構、短期大学基準協会、大学教育質保証・評価センター

(議長及び副議長)

第4条 運営会議に議長及び副議長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 議長は、運営会議の会務を総理する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 運営会議は、議長が招集する。

2 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、緊急その他やむを得ない理由により運営会議の会議を開くことができない場合

においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問
い、その結果をもって運営会議の議決とすることができる。

5 前項の規定により議決を行った場合は、議長が次の会議において報告しなければならない。
い。

(意見等の聴取)

第6条 運営会議は、大学ポートレートの運営に関し、関係者の意見又は評価を聴取し、こ
れらを十分考慮して、大学ポートレートの改善に積極的に生かすものとする。

(庶務)

第7条 運営会議の庶務は、大学ポートレートセンターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、運営会議が定
める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月24日）

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和元年10月8日）

1 この規則は、令和元年10月8日から施行する。

2 この規則の施行の日以後、令和2年8月末日までに任命する委員の任期は、第2条第1
項の規定にかかわらず、令和2年8月末日までとする。